

堺健福総第337号
令和8年5月29日

社会福祉法人 理事長 様

堺市健康福祉局生活福祉部
健康福祉総務課長

社会福祉法人の計算書類等及び財産目録等の提出について（通知）

平素は本市福祉行政の推進に格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

社会福祉法人は、社会福祉法第59条の規定により、毎会計年度終了後3か月以内に計算書類等及び財産目録等を所轄庁に届出することとなっています。

また、社会福祉法人及び社会福祉施設の状況を確認するため、社会福祉法人調査票、社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）及び関係書類についても提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた書類は、堺市情報公開条例に基づき、個人に関する情報及び公にすることにより法人の事業運営又は社会的評価等が損なわれる情報等を除き情報公開の対象となります。

記

1 提出書類

(1) 社会福祉法第59条に基づく届出書類等

別紙1の社会福祉法第59条に基づく届出書類等一覧を参照し、「1-1 計算書類」から「3-3 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し」までの書類を提出してください。

また、会計監査人を設置する法人、会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人又は専門家による支援を受けている法人若しくは福祉サービス第三者評価事業を受審又はISO9001の認証取得施設を有している法人については、法人監査の周期の延長の判断に必要なため、別紙1「4 その他(該当する法人のみ)」の書類も提出してください。

(2) 施設調書等提出書類

本市の区域内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人については、別紙2の施設調書等提出一覧を参照してください。

(注意) 施設調書等の提出が必要な社会福祉施設は、救護施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、保育所及び幼保連携型認定こども園です。

2 提出期限 令和8年6月30日(火)

3 提出方法

書面、電子メール、堺市電子申請システム

※財務諸表等開示システムにより提出できる書類は、書面等による提出は不要です。

※※別紙1・2については、チェック欄に記入を行い、併せて提出ください。

4 その他

提出書類のうち、社会福祉法人調査票及び施設調書の様式につきましては、本市ホームページの「各種様式集」からダウンロードをお願いいたします。

本市ホームページURL 各種様式集（様式ダウンロード）

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/hojin/df_filename.html

（提出先及び連絡先）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課 法人指導係

電話 072-228-7588

E-mail houjinshidou@city.sakai.lg.jp